

要 望 書

現在、関係省庁や自民党内で議論されている民泊営業の規制緩和について以下のとおり反対するものであります。

① 旅館業法の改正については、その必要性を認めない。

営業許可形態のひとつである簡易宿所の営業許可制度で民泊の対応は十分できると考えます。民泊のみ許可制でなく登録制（届け出制）にするという提案もあるようですが、一国二制度になり、イコールフットイングの原則に反します。

② 供給過剰ぎみの宿泊施設が大部分である地方においては特区の枠をひろげないでいただきたい。

特区については、宿泊施設の需要が逼迫し稼働が高く国民が不便を感じているような大都市においてはその必要性を理解できませんが、地方の旅館・ホテルは国内需要の減少で経営難が続いています。

③ 大都市の特区についても、先行例（東京大田区、大阪府）を十分検証してから次のステップに移っていただきたい。

様々な特区が様々な条件のもと同時進行し始めると、いたずらに国民の混乱を煽るばかりであると考えます。狙った成果がしっかりと出ているのかどうか、三～五年かけて業界団体も交えて検証を行って頂きたい。

④ 不法民泊の取り締まりを適切に実施して頂きたい。

営業許可をとっていないホストについては明らかに旅館業法違反であります。しかし、現状ではなし崩し的にホスト登録がなされ、事実上、無法状態になっていることを我々は憂慮しております。罰則の強化と法の厳格な適用を強く望むものであります。また、国におかれては、インターネットを介した宿泊仲介を行っている Airbnb 社を看過するのではなく、旅行業の範疇で考えるか否かは、早急に結論を出しルールを作ってください。

⑤ 政府におかれては、インバウンドによる大都市一極集中を民泊で受け止めるのではなく地方に分散させることに尽力していただきたい。

地方にある小規模の旅館・ホテルの情報発信力が弱いため、その魅力が十分に海外のお客様に理解されていません。我々宿泊団体としても全力をあげて情報発信の方法を考えますので政府としても既存旅館施設の活用についてお力を貸して頂きたい。

平成27年12月9日

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
会長 北原茂樹